

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和2年9月7日

長野県 林務部 信州の木活用課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和2年度スマート林業構築普及事業 第2-1号委託

(2) 業務の目的

本業務は、先進的な森林データ（高付加価値の見込める広葉樹を含む森林資源情報）を利用し、モデル的に広葉樹施業を実施することにより、これまで利用が進んでいない広葉樹施業を検証することで広葉樹の多い市町村においても森林管理を進めて広葉樹資源利用による山村活性化の促進を図るもの。

(3) 業務内容

1) 広葉樹における皆伐施業

- ・ 対象となる林分の皆伐を実施する。
- ・ 状況を鑑み、効率的な作業（伐木・造材・集材）を実施する。
- ・ なお、林分の状況に応じて、作業路開設による車両系集材など経済的な作業方法を検討して実施すること。

2) 施業実績報告

- ・ 伐木・造材・集材・運材の各工程における人工数について、日報管理表等から集計する。
- ・ 使用した機械の稼働日数について、設備管理台帳等から集計する。

※なお、当該事業により生産された素材は、令和2年度末までに別途販売し森林所有者と精算を行うほか、販売が完了した際には、実績（樹種、材積、販売先、価格）をとりまとめて報告すること。

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

仕様書の業務を遂行するための計画、手法、体制等について下記について具体的な提案を行う。

1. 業務を遂行する上での基本的な考え方	・ 本業務を遂行する上で基本的な考え方を簡潔に記載すること。
2. 業務スケジュール	・ 契約締結から事業完了までのスケジュールを記載すること。
3. 業務実施体制	・ 配置予定者氏名、業務経歴、役割等を記載すること。 ・ 連携・調整・協力等を要する関係機関を記載すること。
4. 業務実施方法	・ 業務の実施手順及び方法を記載すること。 ・ 施業における作業システム及び作業道の開設を行う場合はその線形を記載すること。 ・ 販売区分ごとに想定する販売先及び見込まれる運材費用（現場～販売先）を記載すること。

5. 関係機関との連携・調整方法	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、森林組合等の関係機関との連携・調整方法について記載すること。
6. 費用の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 1（3）に記載の業務内容ごとに経費の内訳を記載すること。
7. その他（関連業務の実績等）	<ul style="list-style-type: none"> 関連する業務の実績がある場合はその内容と今回の業務との関連を記載すること。 その他特筆すべき事項があれば記載すること。

(6) 業務の実施場所

下諏訪町

(7) 履行期間又は履行期限

契約日から令和3年3月19日まで

(8) 費用の上限額 3,608,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これに加入していること。
- (7) 「意欲と能力のある林業経営者」（森林経営管理法第 36 条）又は「意欲と能力のある林業経営者へと育成を図る林業経営体」（平成 30 年 2 月 6 日付け 29 林政経第 316 号林野庁長官通知 3（2））として公表されていること。
- (8) 長野県内に本店、支店又は営業所を有する者。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（（5）①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

（1）参加申込書の作成様式

様式第3号による。

（2）参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

（3）参加申込書記載上の留意事項

① 当該業務の実施体制

（4）担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下 692 の 2
	長野県林務部信州の木活用課林業経営支援係
電話	026-235-7267
ファックス	026-235-7364
メール	ringyo@pref.nagano.lg.jp

（5）参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和2年9月18日（金）

（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後17時まで）

② 提出先 3（4）に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに信州の木活用課に到達したものに限りです。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

（6）応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

（7）非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（5）①）の3日前までに、書面により信州の木活用課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により信州の木活用課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（8）その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3 (4) に同じ。
- (2) 受付期間 9月7日(金)から9月16日(水)まで
午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 信州の木活用課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和2年9月18日(金)までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第8号による。
- (2) 企画書の作成様式
様式第8号の附表(例)による。
- (3) 企画書記載上の留意事項
 - ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
 - ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。
- (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 3 (4) に同じ。
 - ② 受付期間 9月7日(金)から9月16日(水)まで
午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
 - ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
 - ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。
- (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和2年9月23日
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
 - ② 提出先 3 (4) に同じ。
 - ③ 提出部数 6部
 - ④ 提出方法 持参又は郵送とする。
ただし、郵送の場合は提出期限までに信州の木活用課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。
- (6) 企画提案の選定基準
企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項 目	審査内容	配点
1 業務計画及びスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 業務を遂行する上での基本的な考え方は適切か。 ➤ 業務の内容は、具体的で効果的な提案となっているか。 ➤ 業務スケジュールに無理はないか。 	10
2 業務実施体制及び技術力	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 業務の遂行に必要な体制が確保されているか。 ➤ 業務体制に無理はないか。 ➤ 効率的な施業内容となっているか。 ➤ 経済的な販売内容となっているか。 (造材方法、販売先、運送費等) 	40
3 関係機関との連携・調整	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 業務遂行上必要な関係機関との連携・調整方法を把握しているか。 	10
4 業務履行の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 過去の実績から、提案された手法の実現性は高いか。 ➤ 本業務の実施場所や時期等から、提案された手法の実現性は高いか。 	30
5 費用の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 見積額は、上限額の範囲内か。 ➤ 見積額の内訳や算定根拠が明確に示され、仕様書に基づいた内容となっているか。 	10
合 計		100

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
なお、審査の結果、最高点となった者の評価点が 100 点満点中 60 点以下の場合は選定しません。
- ② 企画書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの実施日時、場所及び所要時間
令和 2 年 9 月 24 日 13 時 30 分～ 松本合同庁舎 502 号会議室
※スマート林業構築普及事業第 2-1 号委託、2-2 号委託の審査を順次行います。
プレゼンテーション実施者は、控室である同庁舎 501 号会議室にお集まりください。
企画提案所要時間 プレゼンテーション 10 分 質疑応答約 10 分

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者を選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により信州の木活用課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により信州の木活用課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第 13 号）及び企画提案審査委員会審査書（様式第 9 号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、信州の木活用課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により信州の木活用課長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(10) その他の留意事項

- ① 提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者【並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者】は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。
- ⑦ 提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがあります。
- ⑧ プレゼンテーションは非公開で実施します。
- ⑨ 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。また、マイクロソフト パワーポイント等を用いたプレゼンテーションを予定する場合は、スライドを印刷した資料を、プレゼンテーションまでに信州の木活用課に6部提出してください。また、プロジェクター及びスクリーンは信州の木活用課で用意しますので、それ以外の必要な機器は提案者が用意してください。

7 契約書案

別添契約書(案)のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで)に、見積書(様式第14号)により信州の木活用課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、信州の木活用課において閲覧に供します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692 の 2
長野県林務部信州の木活用課林業経営支援係
電話 026-235-7267
ファックス 026-235-7364
メール ringyo@pref.nagano.lg.jp

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 本業務は県からの委託事業であるため、事業の成果は県に属するものとします。

(5) 委託契約の締結にあたっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定を適用するものとします。

(6) 本プロポーザルにおいて、県の要求する基準を満たす提案がなかった場合、候補者の選定は行わず、改めて公募を行うものとします。この場合、今回の参加者の再応募を妨げません。

また、参加者が1者の場合であっても、県の要求を満たす提案であれば、その者を候補者として選定します。

参加申込書

令和2年 月 日

長野県林務部 信州の木活用課長 様

住 所

商号又は名称

代表者 氏 名

㊞

（個人にあつては住所、氏名）

下記業務の公募型プロポーザル方式に参加したいので、資格要件具備説明書類を添えて参加を申し込みます。

記

1 対象業務名

令和2年度スマート林業構築普及事業 第2-1号委託

2 公告日

令和2年9月4日

【連絡先】 担当者所属

氏 名

電話番号

ファックス番号

メールアドレス

参加要件具備説明書類総括書

提出者名

1 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類
別紙のとおり（注）（納税証明書（未納がないことの証明））

2 社会保険に加入していることが確認できる書類

別紙のとおり

加入義務有・労働保険

申請日直前の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び

これにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写し等

・厚生年金保険、健康保険

申請日直前の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書の写し等

加入義務無・賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し

誓約書

令和2年9月 日

長野県林務部信州の木活用課長 様

住 所

商号又は名称

代表者 氏 名

④

(個人にあつては住所、氏名)

以下の資格要件には、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- 2 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- 3 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- 4 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

業 務 等 質 問（回 答）書

提出日：令和2年9月 日

発注機関名	長野県林務部信州の木活用課	公 告 日	令和2年9月7日
業 務 名 業務箇所名	令和2年度スマート林業構築普及事業 第2-1号委託 下諏訪町		
質問書提出者	所 在 地		
	商号又は名称		
	電 話		
	担当者 所属・氏名		
質問内容			

企 画 提 案 書

令和2年9月 日

長野県林務部信州の木活用課長 様

住 所

商号又は名称

代表者 氏 名

㊞

（個人にあつては住所、氏名）

下記の業務について、企画提案書を提出します。

記

1 対象業務名

令和2年度スマート林業構築普及事業 第2-1号委託

2 公告日

令和2年9月 日

【連絡先】 担当者所属

氏 名

電話番号

ファックス番号

メールアドレス

(注) この様式を基本に、業務の内容に応じて設定すること。

様式第8号の附表

令和2年9月 日

企 画 書 (例)

提出者名

1 業務の実施者	氏名		住所	
2 業務を遂行する上での基本的な考え方				
3 業務スケジュール				
4 業務実施体制				
5 業務実施方法				
6 関係機関との連携・調整方法				
7 費用の妥当性	※経費の合計額は、公告1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。			
8 再委託の予定	(委託先) (委託内容)			
9 企画協力等の予定	(協力を求める先) (協力を求める内容)			
10 その他 (関連業務の実績等)				

見 積 書

令和 2 年 月 日

長野県林務部信州の木活用課長 様

見積人

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(個人にあつては住所、氏名)



下記のとおり見積りします。

記

1 業 務 名	令和 2 年度スマート林業構築普及事業 第 2 - 1 号委託
2 業 務 箇 所	下諏訪町
3 見 積 金 額	

(見積金額には消費税及び地方消費税を含みません。)